

海外経済要録

米州諸国

◇米国予算教書

ジョンソン大統領は1月21日予算教書を議会に送付、1965年度歳出979億ドル(前年度見込み984億ドル)、歳入930億ドル(同884億ドル)、赤字額49億ドル(同100億ドル)とその内容を明らかにした。本予算の特徴は、①懸案の110億ドル減税を織り込みながら、その経済刺激効果の発現により歳入はかえって大幅に増加するものとみていること、②国防費削減を主因として歳出総額は前年を下回り(過去9年間で1960会計年度に次ぎ2度目)、歳入増と併せて財政赤字の前年比半減を見込んでいること、および③「貧困との戦い」のため保健・教育など民生費関係予算を増額していること、の諸点にある。とくに財政赤字の大幅削減は「完全雇用および全面的繁栄経済の下における均衡予算達成への重要な一歩」を画するものとされており、これまでの政府予算規模の膨張傾向を大きく改めようとしていることが注目されている。

もっとも、これに対する批判として、①減税による経済拡大を見込んでも歳入の増加見込みが過大であるとして赤字大幅削減の実現可能性を疑問視し、あるいは②歳出削減のために一部支出の1964年度への繰上げなどやや無理な操作を行なっていることを指摘する向きもないではない。予算概要は次のとおり。

(1) 歳出面では、広範囲にわたりきびしい節減が行なわれている。まず国防費が540億ドルと前年(以下いずれも推定実績)比13億ドルの減少となっている。これについては、国防力がすでに十分強化されており、今回の削減によっても米国の軍事的優位が保たれる旨強調されている。次に農業関係費が余剰農産物の在庫削減見込みなどもあって前年比12億ドル減の49億ドルに押えられている。また対外援助費については総額33.5億ドル(経済援助21.5億ドル、軍事援助12億ドル)と昨年ケネディ前大統領の当初予算37.5億ドルを下回っているほか、引き続きバイ・アメリカン政策の強化および援助の重点化が強調されている。

これに対し、保健・労働・厚生・教育費は75億ドルと前年比6.4億ドル増加されたほか、新たに予備費中に貧困対策費として2.5億ドルを計上して貧困対策の全面強化をうたっているが、さらに近く貧困追放のた

めの特別教書を議会に送る旨明らかにしている。

(2) 歳入面では、大幅減税を予定しているにもかかわらず、逆にその経済刺激効果により1964年のGNPが6,230億ドルと前年比実質5~6%増の好調を続けるものとみて、個人および法人所得税の大幅増収(前年比それぞれ10億ドルおよび21億ドル増)を期待している。

米 国 予 算 規 模 の 推 移

(単位・億ドル)

会計年度	歳入	歳出	収支尻
1961	777	815	- 38
62	814	878	- 64
63	864	926	- 62
64 (推定実績)	884	984	- 100
65 (予 算)	930	979	- 49

予 算 内 訳

(単位・百万ドル)

	1965年度 (予 算)	1964年度 (推定実績)	1963年度 (実 績)
歳 入	93,000	88,400	86,376
個人所得税	48,500	47,500	47,588
法人所得税	25,800	23,700	21,579
歳 出	97,900	98,400	92,642
国防費	53,979	55,297	52,755
うち軍事援助	1,200	1,400	1,721
国際関係費	2,248	2,447	2,588
うち経済援助	2,150	2,100	2,043
宇宙開発費	4,990	4,400	2,552
農業関係費	4,907	6,070	6,954
天然資源費	2,588	2,483	2,352
商業輸送費	3,069	3,151	2,843
保健・労働・厚生費	5,832	5,533	4,789
教育費	1,691	1,348	1,244
住宅・地域開発費	- 317	- 191	- 67
復員軍人費	5,081	5,362	5,186
国債費	11,011	10,701	9,980
差引過不足 (-)	- 4,900	- 10,000	- 6,266

◇米 国、対 外 援 助 支 出 法 案 成 立

ジョンソン大統領は、1月7日、総額30億ドル(当初権限要請額49億ドル、援助教書で45億ドルに削減)の1964年度対外援助支出法案に署名、昨年末の議会審議で紛糾を重ねた同法案はようやく成立の運びとなった。

対外援助については、議会内部に削減の意向が強く、とくに下院でこの傾向が著しい。本法案の審議において

も当初、予算額について28億ドルの下院案(12月16日採択)と33億ドルの上院案(12月19日採択)が食い違ったほか、下院が対ソ小麦輸出に関する信用供与につき輸出入銀行の保証を禁止する旨付帯決議し、これを上院が否決するという問題も加わって審議は難航をきわめた。その後12月21日に両院協議会で支出予算額30億ドルで一応妥協が成立したものの、下院本会議は輸出保証禁止の削除を不満としてこれを否決、再度協議会に持ち込まれた。結局会期延長の末大統領に保証権限を付与するが、保証承認後30日以内に両院に報告の義務を課することによって下院側も同法案を承認し、かろうじて年内に議会を通過(上院通過12月30日)したものである。

この結果ケネディ前大統領の改訂要請額45億ドルは15億ドルの大幅削減となったが、これは、国際収支に対する配慮もさることながら、昨春のクレー報告が指摘したごとく、現行の対外援助が総花的で効率も悪く、大幅に圧縮できる余地があると同時に、西欧諸国、日本が援助の肩替りをすべきであるという見解が一般化しつつあることを反映したものである。

このような情勢にかんがみ、大統領は対外援助の目標とその機構を再検討するための政府委員会(委員長ポール國務次官)を設立1月15日までにその報告を提出するよう要求したが、援助問題をめぐる論議は今後いっそう活発化し、これまでの政策は遠からず根本的な手直しを迫られるものとみられる。なお63会計年度から使途未定分約6億ドルが繰り越されるので、64年度の実際の支出可能額は36億ドルとなり、前年度比5億ドル減にとどまるものとみられている。

◇米国、金利平衡税法案、下院歳入委で修正可決

ケネディ大統領の国際収支特別教書に基づき下院歳入委員会に送付されていた金利平衡税法案は、12月5日同委員会においてほぼ原案(38年8月号要録参照)どおりの線で修正可決された。もっとも、修正案では米国の輸出増進、米国企業の海外進出促進などのため非課税範囲が拡大され、あるいは主としてカナダ経済への影響を減殺するためとみられる特例が追加された一方、商業銀行の対外貸付に関する報告義務が新たに規定されており、さらに細部にわたりかなり大幅な技術的修正が加えられている。

なお、大統領権限による外国新規発行証券に対する適用免除については原案どおり「国際通貨機構の安定をそこなうかあるいはそのおそれある場合」とされているが、財務長官の証言によれば本条項は当面はカナダのみを対象とするものであり、また下院歳入委の法案説明書

でもこの免除措置がカナダ以外に適用されるべきでない旨付言されている。

主要修正点の概要は次のとおり。

1. 商業銀行の対外貸付に関する報告義務

商業銀行の通常銀行業務に伴う対外貸付については原案どおり非課税とするが、本条項の乱用防止のため、新たに商業銀行に対しその対外貸付に関する明細を財務長官に報告させることとする。

2. 輸出クレジットに関する非課税範囲の拡大

原案では輸出クレジットの非課税範囲については、米国人が国内で製造・採取した商品の輸出金額の全部または一部につき信用供与を行なう場合のみに限っていたが、輸出増大に資するため次のとおり非課税範囲を拡大しないし明確化する。

(1) 当該輸出信用供与額の全部または一部が輸出入銀行などの米国政府機関により保証されている場合、もしくは輸出金額の85%以上が米国内で製造・採取された財貨または米国人のサービスである場合の信用供与を非課税とする。

(2) ブラント・メーカーなどで輸出を行なうものについては、輸出金額の50%以上が米国内で製造・採取された財貨または米国人のサービス(ただし、上記金額の30%以上は当該業者の製造・採取した財貨またはそのサービスであることを要する)である場合の信用供与を非課税とする。

(3) 輸出関連貸付のうち、米国内で製造された製品の輸出増進に役立つような設備の新設・維持または改良資金を外国販売業者に対して融資する場合を新たに非課税とする。

3. 原材料確保のための貸付に対する非課税措置の新設

米国内資源だけでは国内需要を充足しえない鉱物を採取・精錬する外国会社に対し貸付を行なう場合のうち、貸付時において米国人が当該外国会社の株式総議決権の50%以上を所有する場合に限り非課税とする。

4. 外国で営業する保険会社の株式など取得に対する非課税措置の新設

外国で営業する米国保険会社が株式・債券証券を取得する場合、当該株式などの金額が外国における保険事故に関し法の定めるところに従い計算された責任準備金の110%の範囲内である限り非課税とする。

5. 直接投資の非課税範囲の拡大

原案では株式総議決権の10%以上を米国人が所有する外国会社に対する直接投資が非課税となっていたが、修正案では外国政府などにより米国人の株式所有が株式総議決権の10%未満に制限されている場合には、株式総議

決権の5%以上を所有し、かつ当該外国会社と直接的な業務提携関係にある限りこれをも非課税とする。

6. 株式取得に対する特例の新設

原案では外国株式の取得は一律に課税対象になっていたが、修正案では外国株式であってもそれが米国内証券取引所で取引され、かつその取引所が1962年中において当該株式の主要取引市場であり、さらに1963年7月18日以前の最近報告日において当該株式の50%以上が米国人により保有されている場合に限り非課税とする。

7. 転換社債に対する課税方法の一部変更

原案では、①転換社債は債務証券ではなくすべて株式とみなされ取得時に一率15%の課税が行なわれ、②転換権行使時には非課税としていたが、修正案ではそれぞれ①利子発生日から5年以内に株式に転換される転換社債のみを株式とみなして15%の課税を行ない(したがって上記以外の転換社債は一般の債務証券とみなされ、取得後満期日までの期間に応じて2.75~15%の税率が適用される)、③転換権行使時にも再び株式として15%の課税を行なう(ただし、当該転換社債取得時に支払済みの税額を控除する)。

8. 経過規定の緩和

原案では1963年7月18日(本税創設発表日)現在ですでに成立している契約に基づき株式などが取得される場合のみ非課税となっていたが、修正案では7月18日現在において、株式など取得の主要条件を承諾した旨を示す文書などをすでに外国に送付済みの場合、あるいは外国政府から株式など取得に関する承諾を得ている場合など、契約締結交渉が最終段階にある場合にも非課税とする。

◇米国、対ソ小麦売却を許可

商務省は、懸案の対ソ小麦輸出について、米国民間業者とソ連政府の交渉が妥結したのに伴い、さる12月26日、1月3日、10日および15日、合計約3億ドルの輸出許可証を発行した。

これまで交渉が難航した原因は、米国が輸出に際し割高な米船の使用(他国船に比し米ソ間トン当り5~6ドル高)を主張したことと、本件輸出に対する輸出入銀行の保証につき議会内部で強硬な反対意見が主張されたことにあった。しかし最近米国政府は輸出業者に大幅な補助金を与え、米船積取り(輸出量の50%)に伴う価格の割高を補償する措置をとり、また輸出入銀行の保証問題も大統領にこれを認める権限を与えることで解決したため、ソ連政府と交渉が成立、今回の輸出許可証発行の運びとなったものである。決済は全額現金決済と伝えられている。

なおソ連は約150万ブッシェルの買付けを希望していたものであるが、これまでの政府承認額が3億ドルに及んでいる点から判断して、その大半は契約が成立したものとみられる。

◇米国、1963年第3四半期の国際収支好転

米国商務省の発表によると、1963年第3四半期の米国国際収支赤字(ドル防衛のための特別取引を除いた通常収支の赤字)は季節調整済み実数で412百万ドルと、同年第1および第2四半期の赤字(それぞれ973百万ドルおよび1,258百万ドル)を大幅に下回ったほか、1962年中の四半期平均赤字893百万ドルに比べても顕著な改善を示した。なお特別取引を含めた総合収支は81百万ドルの赤字にとどまった。

このような大幅改善は主として7月の公定歩合引上げおよび金利平衡税法案提出などの結果、民間資本流出が大幅に減少したことによるものである。すなわち、短期資本は、銀行の対外短期信用が第2四半期の398百万ド

米国国際収支の推移

(単位・百万ドル)

	1962年	1963年		
		第1四半期	第2四半期	第3四半期
A. 通常取引 (季節調整済み)	-3,573	- 973	-1,258	- 412
1. 貿易収支	4,334	996	1,311	1,135
2. 軍事支出	-2,368	- 567	522	- 531
3. サービス収支	2,860	761	667	706
4. 送金・年金	- 736	- 212	- 209	- 193
5. 政府資本収支	-3,517	- 876	-1,187	- 748
6. 民間資本	-3,118	- 953	-1,461	- 451
a. 長期資本流出	-2,766	-1,013	-1,104	- 565
直接投資	-1,557	- 501	- 488	- 276
その他長期投資	-1,209	- 512	- 615	- 289
b. 短期資本流出	- 507	87	- 623	28
c. 外国長短資本流入	155	- 27	266	86
7. 誤差および記録外取引	-1,025	- 122	142	- 334
B. 特別取引 (季節調整前)	1,387	458	171	331
1. 政府貸付の期限前返済	666	25	34	237
2. 兵器輸出代金前受	470	20	- 5	14
3. 特別中期債券売却	251	413	142	80
a. 短期に転換不能のもの	251	63	- 10	- 95
b. 短期に転換可能のもの	-	350	152	175
C. 1. 総合収支(A+B)	-2,186	- 515	-1,087	- 81
2. 総合収支(A+B-Bの3b)	-2,186	- 865	-1,239	- 256
D. 外国保有ドル増減(-)	653	307	897	192
うち公的保有	453	- 87	755	148
E. 米国準備資産増(-)減	1,533	32	124	226
1. IMFポジション	626	- 46	2	59
2. 外貨	17	- 33	6	- 28
3. 金	890	111	116	195

ル流出超から第3四半期には97百万ドルの流入超になったのを主因として若干の流入超に転じ、また長期資本流出も、金利平衡税法案により米国人の新規発行外国証券購入が179百万ドルと第2四半期の518百万ドルから大幅に減少し、さらに既発行外国証券が第2四半期の64百万ドル購入超から第3四半期には51百万ドルの売却超に逆転した結果、大幅に減少をみている。

◇米国、国法銀行の法人貯蓄預金受入れをめぐる対立

通貨監督官 J. J. サクソンは、昨年12月24日、従来連邦準備当局により国法銀行および加盟州法銀行が個人および非営利法人からのみ受け入れることを認められていた貯蓄預金について、国法銀行が営利法人からも受け入れてさしつかえないとの解釈を示したが、これに対し連邦準備制度理事会はサクソン監督官の解釈が規程Qに違反するとして反対、両者間に激しい対立を生じている。

サクソン監督官の解釈によれば、連邦準備法が連邦準備制度に対し与えている権限は、加盟銀行が貯蓄預金などに支払う金利と預金者による預金引出し予告期間を決定することだけであって、特定人からの預金受入れを差別的に禁止しうる権限を与えているわけではない、したがって営利法人からの貯蓄預金受入れのみを禁止する規程Qは根拠がない、と主張している。

これに対し連邦準備制度は、連邦準備法が連邦準備当局に対し各種預金の定義を定める権限とともに、同条の目的(銀行準備金の維持)を有効ならしめるため必要と認める規程を定める権限を与えており、規程Qはこれに基づき制定された適法なものであると主張、さらにサクソン監督官の解釈にしたがって営利法人から貯蓄預金を受け入れる国法銀行に対して、①当該預金に関する支払準備率として定期・貯蓄預金に対する4%でなく、要求払預金に対する16.5%(準備市銀行)または12%(地方銀行)の準備率を適用する、②これに従わない銀行には規程Dに基づき罰金、警告のほか銀行閉鎖の措置をも辞さない、旨の強硬態度を表明した。

かかる連邦準備制度の強い態度もあって、目下のところ国法銀行はサクソン監督官の解釈には従っていない模様であるが、国法銀行に対する監督機関の重複という米国銀行監督行政上のかねての問題点が露骨に表面化したケースであり、今後の成行きが注目される。

◇米国、外貨建財務省中期債券の発行

米国財務省は12月中オーストリア・シリング建18ヵ月物債券250百万ドル相当額を発行した。これはオーストリアに対するこの種中期債券の発行としては2度目のもので

ある。

この結果、外国通貨当局に対する外貨建中期債券の1963年末残高は730百万ドル相当額となった。なお、このほか短期ものとして30百万ドル相当額(スイス・フラン建)がある。

外貨建中期債券内訳

(単位・百万ドル相当額)

	1963年末残高	年間増加額
ドイツ・マルク	275	275
スイス・フラン	174	123
ベルギー・フラン	30	30
オーストリア・シリング	50	50
イタリア・リラ	200	0
計	730	478

◇アルゼンチン、追加準備制度を設定

アルゼンチン中央銀行は、このほど商業銀行の定期性預金に対し追加的準備制度を設定し、1月から実施する旨発表した。本措置は定期性預金残高に対し新たに1月以降5月まで毎月2%ずつの準備積増しを行ない、5月以降計10%の準備率に固定するものである。

同国では従来定期性預金に対し別に準備率(ブエノスアイレス地区10%、その他地区7.5%)が定められており、これを現金または国債として保有することと定められているが、今回の追加準備については、以上のほか、一流企業の社債もしくは優先株式で証券市場に上場されているもので保有することが認められている。

これは同国経済がインフレ下の景気後退に悩んでおり、しかも商業銀行が貸出にきわめて消極的な態度をとっているため、銀行の過剰流動性を吸収すると同時に、それをもって健全な民間投資の促進をはかることを目的としたものとみられる。

欧州諸国

◇EFTA諸国の域内関税引下げ

EFTA7か国は、昨年5月の閣僚理事会の決定に従い、工業製品に関する域内関税を1月1日から10%引き下げた。今回の引下げは1960年7月の第1回引下げ(20%)以来5回目に当たり、これによりEFTA発足以来60%の引下げが行なわれたことになる(EEC域内関税引下げ率に同じ)。なお、今後のスケジュールは1965年、66年の各1月1日にそれぞれ10%の引下げを行ない、67年1月1日には最後の20%を撤廃することによって、

EFTAの最終目標を達成することとなっている。このスケジュールは、EECの第2段階の行動計画(1962年10月)による関税同盟完成時期繰上げ決定に歩調を合せたもので、当初計画に比較し3年早められた。

◇英国の物価対策

ヒース首相は1月15日下院において、物価の積極的引下げをはかるため、企業の不公正な独占・合併、取引活動の制限、販売価格維持(Resale Price Maintenance)協定の禁止などの法的措置をとる用意がある旨を発表した。本案の細部についてはまだ明らかにされていないが、まず協定による販売価格の維持を禁止する法案がきたる総選挙(4~6月ごろと予想される)までに議会に提出されることとなっている。なお、今回の物価対策の意義、背景の事情などについては、「国別動向」を参照されたい。

◇Midland Bank など英連邦地域4行の共同出資による新銀行の設立について

昨年12月17日英国 Midland Bank は、英連邦地域を中心に広く世界的に金融業務を遂行する目的で下記の3行と共同して新銀行 Midland and International Bank (本店ロンドン)を設立する旨を発表した。今回の決定は、さきに Midland Bank が西ドイツ、オランダ、ベルギーの主要銀行と業務提携を発表(38年12月号要録参照)したのと同じ趣旨に基づき中長期輸出金融、起債コンソーシアムの形成などを意図したものである点、最近の金融統合の新しい方向を示すものとして注目されている。新銀行の概要は次のとおりである。

(1) 参加銀行

Midland Bank(英国)

Commercial Bank of Australia(本店豪州メルボルン、業務地盤は豪州、ニュージーランド)

Standard Bank(本店ロンドン、業務地盤はアフリカ中央部および南東部)

Toronto Dominion Bank(本店カナダ・トロント)

(2) 授権資本金は20百万ポンドとし、払込資本10百万ポンドの全額を4行が引き受ける。

(3) 上記4行の持株比率は、Midlandが45%、他は未確定ながら Toronto Dominion 25%、Standard 20%、Commercial Bank of Australia 10%の見込み。

(4) 新銀行は中長期の輸出金融の拡大、関係国の開発計画に対する金融援助、大規模な資金調達を目的とするコンソーシアムへの参加、などを中心に広範な業務活動を行なう。また、関係4行は新銀行を通じ調査情

報の分野でいっそう緊密な協力を行なう。

(5) 新銀行は当面は上記4行を主体として発足するが、他の英連邦地域の銀行、あるいは英連邦以外の地域の銀行が将来これに参加することを妨げない。

(6) 新銀行は3月1日から業務を開始する。なお、新銀行の会長には Midland Bank の会長 Lord Monckton が就任の予定。

◇欧州抵当銀行の設立

欧州各国の金融機関出資による欧州抵当銀行(Banque Hypothécaire Européenne)が12月28日パリに設立された。この目的は建築資金をフランスをはじめ欧州諸国に供給することであり、欧州における市中金融面の統合の一つの現われとして注目される。その内容は次のとおり。

参加金融機関

フランス…La Concorde, L'union, Cie. d' Assurances Générales sur la Vie, Société Française d' Assurances pour favoriser Le Crédit, La Protectrice(以上5保険会社)

Bank Louis-Dreyfus et Cie, Banque Française du Commerce Extérieur, Banque Industrielle de l' Afrique du Nord, Crédit Commercial de France(以上4銀行)

西ドイツ…Bank für Gemeinwirtschaft(以下すべて銀行)

スイス…Handelsbank in Zürich, Banca Della Svizzera Italiana

オランダ…R. Mees & Zoonen

ベルギー…Continentale d' Epargne et d' Hypothèques

ルクセンブルグ…Banque Internationale à Luxembourg

スペイン…Banco Central de Madrid

資本金…当初は10百万フラン、出資比率はフランスの保険会社32.5%、フランスの銀行27.5%、その他の金融機関40%

頭取…André Cérrou(Bank Louis-Dreyfus et Cie 出身)

◇西ドイツ、貯蓄報償法の適用期限到来

1959年5月以降実施されてきた西ドイツ貯蓄報償法(Spar-Prämien Gesetz, 1959年3月公布、4年間の期限立法で、63年6月に同年末までの適用期限延長が行なわれた)は、昨年12月31日をもって適用を廃止すること

となった。同法は、貯蓄奨励策および資本市場振興策の一環として、5年間据置き契約の金融機関預貯金および同預貯金から転換された有価証券について、その残高の20~30%相当額(家族構成により異なる、最高限度は120~480マルク)を毎年政府が貯蓄者に分割支払うことを定めたものであった。なお同法適用廃止後も既契約分については、5年の据置き期間が満了するまで、報賞金の支払は続けられる(同法適用最終日である12月31日には、かなりのかけ込み新規預貯金契約が行なわれた模様)。

同法適用期間中の状況を見ると、適用対象預貯金残高(63年末)約58億マルク(推定)、最近1年間(62年11月~63年10月)の同増加額17.9億マルク(61年11月~62年10月、13.0億マルク)、適用対象有価証券保有高(63年9月末)6.8億マルク、適用対象人口75万人、報賞金支払総額(59年5月~63年12月)は12億マルクに上っている。

◇西ドイツ、アプス頭取の国際的信用調査機関設立構想

西ドイツのドイッチェ・バンク、アプス頭取は、昨年12月中旬キール世界経済研究所における演説において、国際的信用調査機関(Internationale Evidenz-Zentrale)の設立を提案した。

アプス頭取によると、各国間の資本交流活性化に伴い、一企業に対し各国金融機関の信用が二重三重に供与されるという事態が現実になってきている。これは最近における米国 Allied Crude Vegetable Oil & Refining Co. の破綻(38年12月号「国別動向」英国の項参照)の例にもうかがわれるように、企業の対外国負債が過度に累積(Kreditpyramide)する危険を招くこととなりやすい。したがって外国企業に与信しようとする金融機関に対しては、当該企業の信用状態(とくに既存の対外国金融機関負債状況)につき、インフォメーションを提供する国際的機関が必要であるというものである。

このような考え方に立って、アプス頭取は前記国際的信用調査機関の設立を提案したわけであるが、昨年10月発表された国際的引受団の形成に関するいわゆるアプス構想(38年10月号要録参照)と同様に、欧州における金融機関の統合や業務提携の動きと関連して注目すべきものがあろう。

◇スイス、国民銀行の年末スワップ操作

スイス国民銀行は、さる12月中旬以降年末にかけて、恒例の市中銀行年末ウィンドウ・ドレッシングによって流入した短期ドル外資をスイス・フランを対価とするスワップ方式により買入れた。同時に、この結果国民銀行に累積した過剰ドルに対処するため、下記のような二

つのスワップ取引が行なわれた。

(1) 国民銀行対B I S金・ドル・スワップ(63年6月にも実施)

国民銀行は市中銀行からフラン対価によるスワップで買入れたドルの一部をB I Sに金対価スワップで売却(B I Sは取得ドルを国外に運用した模様)。

(2) B I S対、FRB間のドル、スイス・フラン、スワップおよび国民銀行対B I Sの金、スイス・フラン、スワップ(63年9、10月にも実施)

国民銀行は12月下旬金を対価にスイス・フランをB I Sに対してスワップにより売却、FRBは既存の対B I Sスワップ枠の一部(215百万フラン)を引き出し、取得フランを国民銀行に累積した過剰ドルの購入に充当。

上記一連のスワップ取引を主因に、中、下旬中国民銀行の金準備は、1,246百万フラン(285百万ドル)増加の反面外貨準備は33百万フランの減少を示した。この結果、大量の短期外資流入にもかかわらず、国民銀行は金準備率を、対米協調の線を貫きつつ90%以上の水準に維持しえた。

◇オランダ銀行の公定歩合引上げ

オランダ銀行は1月3日、公定歩合を0.5%引き上げて4%とし6日から実施する旨発表した。オランダ経済は昨1963年後半から急速な拡大を続け、賃金上昇によるコスト・インフレ傾向が次第に懸念されていた。このためオランダ銀行は昨年10月中銀行との協定により市中貸出増加抑制措置を実施、また政府も公共支出削減、兵役期間短縮による労働力供給の増加、直接的物価規制など一連の対策を行ってきた(38年12月号要録参照)。しかしその後も銀行貸出は規制限度を上回る増加を続け、さらに本年1月から昨秋決定された重金属部門をはじめとする各部門における労使協定(本年の賃金を昨年10%増とする)の一部が実現することになっているため、景気過熱の抑制措置として今回の措置がとられたものである。なおこの結果、1月6日現在のEEC諸国の公定歩合はベルギー4.25%、フランス、オランダ4%、イタリア3.5%、西ドイツ3%となった。

◇スウェーデン、定期性預金金利の引上げ

スウェーデンの商業銀行は、このほど1年物定期性預金金利を、現行の4½%から4¾%に引き上げることを決定し、本年1月以降実施することとした。なお、これと同時に、農民貯蓄組合および郵便貯蓄銀行の同種預金にも新金利4¾%が適用されることとなった。

同国経済は、昨年建築活動を中心とする国内投資と個

人消費の堅調から、過熱傾向が強まり、このため金融市場も、公定歩合の引上げ(6月14日3½%→4.0%)、中長期金利の高騰にみられるようになりかなり窮屈化してきている。一方、当面急務とみられている対外競争力強化のための合理化投資は、その資金調達を上記金融ひっ迫化に妨げられ必ずしも十分に行なわれていない実情にある。かかる現状に対処し、市中金融機関としては、とくに中期資金の吸収をねらって今回の金利引上げに踏み切ったものとみられている。

◇ノルウェー市中貸出抑制措置の延長

ノルウェー銀行は、昨年末適用期限の到来した市中貸出抑制に関する市中金融機関との紳士協定(1962年成立、同年末適用期限を延長)を、一部修正のうえ、これを一応本年末まで延長適用することとした。

今回の措置に伴い、商業銀行は本年末の貸出総残高を75億クローネ以内に抑えることとなり、年間増加率は5~6%(増加額約4億クローネ、なお63年中の増加率は6~7%)に抑制されることとなる。また、貯蓄銀行については、本年末の貸出総残高を70億クローネ(前年末比5~6%の増)以内におさめることとなっている。

かかる金融引締め方針が堅持されたのは、①63年中の国際収支(1~9月中経常勘定12億クローネの赤字)が62年(同10億クローネの赤字)に引き続き悪化していること、②賃金・物価も当面平穏ながら64年度政府予算の膨張(前年度比9%増)などにかんがみ樂觀しえないこと、などの経済諸情勢を考慮したためとみられる。

◇フィンランド、物価凍結策を実施

フィンランド政府は、このほど政令により、食料品、繊維、その他消費財および建築投資財の価格を昨年10月の水準に固定することを決め、本年1月以降6月まで実施することとした。

今回の施策は、昨年8月公表されたフィンランド銀行ワリス総裁の物価安定計画案(38年9月号要録参照)に一応沿ったものであり、64年度賃金交渉(1月に開始)を目前に控えているだけに、労使双方にかなりの影響を及ぼすものとみられている。

なお、上記政令と同時に、サービス、不動産関係および農民が直接販売する食料品を除く全物資に対して、新たに10%の取引高税が導入された。これは引き続き予算赤字解消のため、採用を余儀なくされたものであるが、その経済的影響として需要抑制効果よりはむしろ一般物価水準をたかめるおそれも少なくなく、上記物価安定策との関連で注目されている。

◇National Bank of Greece など欧米10金融機関の共同出資による National Investment Bank の設立

National Bank of Greece (ギリシア3大商業銀行の一つ)は、昨年12月26日イタリア、フランス、西ドイツ、米、ベルギーの下記9金融機関と共同出資により新たに National Investment Bank を設立することを決定した。新銀行はギリシア工業開発資金の供給を目的とするもので、当初資本金額は180百万ドラクマ(210万ポンド)、うち108百万ドラクマ(全体の60%)は National Bank of Greece が、残額は他の参加金融機関が出資することとなっている。

参加金融機関名

National Bank of Greece(ギリシア)
Banca di Credito Finanziario(イタリア)
Banque Lambert(ベルギー)
Banque Nationale pour le Commerce et l'Industrie(仏)
Credit Lyonnais(仏)
Credit Commercial de France(仏)
Deutsche Bank(独)
Companie Financiere et Industrielle (ベルギー)
Chase International Investment Corp.(米)
Manufacturers Hanover International Banking Corp.(米)

アジアおよび大洋州諸国

◇ラオスの為替レートの切下げ

ラオス政府は、本年1月1日、同国通貨キップの公定為替レートを為替に切り下げた(旧レート1ドル80キップ、新レート1ドル240キップ)。

同国では、国内政情の不安を背景に、このところ通貨の増発、物価の高騰(年率約5割)、外貨準備の減少など経済の悪化傾向が一段と目立ち、このためキップのヤミ相場は昨年5月1ドル310キップ、10月1ドル500キップ台と加速的に下落してきた。今回の措置は、公定レートをこうした実勢にきやよせし、経済の安定をはかろうとしたものと思われる。

なお、新レートは今後貿易の大部分と一部貿易外取引に適用され、その他の諸取引(観光、資本取引など)に対しては、新たに発足する管理自由市場の相場(政府は米、英などの資金援助により為替安定基金を創設、その操作により1ドル400キップに押えたい意向)が適用される模様である。

◇豪州準備銀行の支払準備率引上げ

豪州準備銀行は、1月8日、商業銀行の支払準備率を従来の10.8%から12.0%に引き上げた。

これは、昨年来国際収支の好調を主因に国内流動性の増加が目立ち、景気行過ぎの懸念が強まったため、その予防的措置としてとられたものである。

◇韓国の1964年度予算

韓国の国家再建最高会議は、昨年12月10日、1964年度(暦年)予算を承認した。

本予算は、同国がインフレの激化、外貨準備の著減など経済危機に直面している現状を背景に、かなり徹底した緊縮方針が貫かれている。すなわち①歳出面では、国防費(歳出総額の33%)をやや増額した一方、一般経費、経済開発関係投融资を大幅に削減、歳出規模を699億ウォン(米ドル換算538百万ドル)と前年度比9%方圧縮していること、②歳入面で、法人税法ならびに関税法の改正、徴税機構の整備、改善などにより前年度比1割方の増収増加を見込んでいること、③歳出超過額(225億ウォン)を米国援助でまかないうる範囲内にとどめ、中央銀行借入、国債の発行など財政面でのインフレ要因を一掃していること、などがそれである。

韓国の1964年度予算

(単位・億ウォン)

歳 出			歳 入		
	1964年度	1963年度		1964年度	1963年度
一般経費	305	321	租 税	350	316
国防費	228	214	専売益金	47	46
投融资	163	209	税外雑収入	58	91
その他	3	5	その他	19	18
			小 計	474	471
			歳出超過額	225	278
合 計	699	749	合 計	699	749
			(歳出超過補てん策)		
			米国援助	225	260
			国 債	0	13
			対中央銀行借入金	0	5

1963年度予算は最終予算、1米ドル=130ウォン。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、化学工業発展計画(1964~70年)の指標

昨年12月9~13日のソ連共産党中央委員会総会で、今後7年間(1964~70年)の化学工業発展に関する計画が決定されたが、これは化学工業の振興により、おもに農業生産の増大と国民福祉の向上とを目的としたものであり、その主要指標は次のとおりである。

	1963年	1965年	1970年	70年の63年比
化学工業総生産 (十億ルーブル)	8	10.5	24~26	3~3.3倍
鉱物性肥料生産 (百万トン)	20.0	35	70~80	3.5~4%
農 業 生 産・ プラスチック (千 トン)	59.7	125.9	450	7.5%
合成樹脂生産 (")	580	950	3,500~ 4,000	6~6.9%
化学繊維生産 (")	310	444	1,350	4.4%

◇ソ連、1964~65年度国家予算

昨年12月19日、ソ連最高会議で承認された1964年度、65年度の家計予算の内容は次のとおりである。

1964~65年度ソ連国家予算

(単位・十億ルーブル)

	1964年	総額に占める割合	1965年	総額に占める割合	1963年	総額に占める割合
(歳入)		%		%		%
社会主義経済から	84.7	92.2	93.6	92.5	79.7	90.7
うち利潤控除	29.5	32.1	34.8	34.4	26.1	29.7
取 引 税	35.1	38.2	37.6	37.2	33.9	38.6
コルホーズ所得税	20.0	21.8	21.2	20.9	19.8	22.4
住民からの収入	7.2	7.8	7.6	7.5	8.0	9.3
うち住民税	6.7	7.3			6.3	7.2
計	91.9	100.0	101.2	100.0	87.7	100.0
(歳出)						
国民経済費	38.7	42.3			34.5	40.1
社会・文化費	32.8	41.8	34.5	34.4	31.0	35.8
国防費	13.3	14.6			13.9	16.1
行政費	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.2
計	91.4	100.0	100.4	100.0	86.2	100.0
(歳入超過)	0.5		0.8		1.5	

(注) 空白の箇所は未発表。